

業務指示書

スーダン国稲作振興能力強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年9月27日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年10月2日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：稲作分野に関する各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／稲作振興プログラム）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：稲作振興に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スーダン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 種子生産・増殖】

- 1) 類似業務の経験：種子生産・増殖に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スーダン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 陸稲栽培】

- 1) 類似業務の経験：稲作に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年10月13日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

【第3 業務実施上の条件】

7. その他留意事項 (3) 安全管理に示す以下の経費
ア. 通信機材の購入 (衛星電話機材、使用料金など) イ. 警備員などの備上

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(SDG1 = 6.059円, US\$1 = 108.976000円, EUR1 = 130.786000円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 10月19日(木) 14:00 ~ 16:00
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 2階 208会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／稲作振興プログラム
種子生産・増殖
陸稲栽培

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

44.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年11月7日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

スーダン国稲作振興能力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括ノ稲作振興プログラム	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 種子生産・増殖	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 陸稲栽培	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

スーダンは、全労働人口の約65%、GDPの約30%を農業が占める（2016年、世銀）国家である。スーダン政府は、小麦に次いでコメを戦略的に重要な作物と位置付け、コメ生産開発の推進を進めている。連邦農業省は「5か年計画」（2017年～2020年¹）の2017年度計画において食糧保障上、コメを戦略作物の一つとしており、また「国家稲作開発戦略」（2012年）では、2018年までにコメの作付面積の拡大及び単収向上²を通じてコメ生産量を30.2万トン／年に拡大する目標を掲げている。

一方、スーダンにおけるコメの年間消費量は1990年代の3.1万トン／年、2000年代5.7万トン／年から、2015年には8.4万トン／年に増加しているが、生産量は3.4万トン／年に留まり、不足している約5万トン／年を輸入に頼っている状況であり（2016年、FAO）、稲作の振興は食料安全保障上、また経常収支改善において重要な課題として認識されている。

かかる状況下、JICAは2010年から2016年まで技術協力プロジェクト「農業再活性化計画実施能力強化プロジェクト」（以下、「先行プロジェクト」）を実施し、スーダンにおける稲作適地及び潜在性の高い6州（ゲジラ州、センナール州、ゲダレフ州、白ナイル州、リバーナイル州、北部州）で稲作栽培の基本技術を普及員に移転した。普及員への稲作技術移転の過程で稲作技術を習得した中核農家は、同プロジェクト終了後も稲作を継続的に実施している。

コメの生産を増加させるためには、一般農家が普及員から稲作技術指導を受けると共に、安定的に良質のイネ種子を入手できることが不可欠であるが、スーダンのイネ種子生産・増殖技術及び供給システムは不十分な状況である。このため、2015年8月にスーダン政府より日本政府に対して、イネ種子生産・増殖フローを確立し、一般農家の種子へのアクセスを向上することを目的とした技術協力プロジェクト「スーダン国稲作振興能力強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の要請が出され、JICAは2016年12月に詳細計画策定調査を実施し、その結果に基づき2017年7月9日に連邦農業省との間で討議議事録（Record of Discussions 以下R/D）の署名を行った。

2. プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

スーダン国稲作振興能力強化プロジェクト

（2）上位目標

6州（ゲジラ州、センナール州、ゲダレフ州、白ナイル州、リバーナイル州、北部州）において稲作が推進される。

（3）プロジェクト目標

連邦農業省、農業研究機構(Agricultural Research Corporation : ARC)本部、ゲジラ

¹ 次期大統領選(2020年を予定)に合わせて4か年計画となっている。

² 作付面積は9,027haから77,700haへ拡大、収量については、例えば灌漑陸稲の単収を1-2 t/haから4 t/haへ向上させることを掲げている。

州に存在する中核拠点³（Center of Excellence：CoE ゲジラ）の稲作推進の実施にかかる組織的・技術的能力が向上する。

（４）期待される成果

- 成果 1：稲作推進にかかる連邦レベル関係機関の調整システムが確立する。
- 成果 2：ARC 本部にて、原原種種子（FS）、原種種子（RS）が生産される。
- 成果 3：CoE ゲジラにて、一般農家向けの保証種子（CS）供給システムが確立する。
- 成果 4：ゲジラ州での国産米の試験販売を通じ、コメのマーケティングの課題が明らかになる。
- 成果 5：5 州（センナール州、ゲダレフ州、白ナイル州、リバーナイル州、北部州）にて、保証種子（CS）の生産が開始される（上位目標達成に向けた成果）。

（５）活動の概要

【成果 1 にかかる活動】

- 活動 1-1 連邦農業省が、連邦レベル関係機関及び州農業省の役割分担を明確にした TOR を作成する。
- 活動 1-2 連邦農業省及び州農業省が、活動 1-1 で作成された TOR に合意する。
- 活動 1-3 連邦農業省及び同省内に設置されている国家稲作プロジェクト（National Rice Project：NRP）が、必要な予算及び資機材を適時に支給する。
- 活動 1-4 連邦農業省及び NRP が、TOR に基づいた活動のモニタリング・評価を毎年実施する。
- 活動 1-5 NRP が、稲作開発フォーラム⁴を開催する。
- 活動 1-6 連邦農業省、ARC 本部、CoE ゲジラが共同で、6 州の種子生産計画に必要なデータを収集する。
- 活動 1-7 連邦農業省が、6 州のための CoE ゲジラ中期活用計画（案）を作成する。

【成果 2 にかかる活動】

- 活動 2-1 ARC 本部が、育種家種子（BS）及び原原種種子（FS）の純度を確認する。
- 活動 2-2 ARC 本部が、認証品種から数種類の陸稲品種を選定する。
- 活動 2-3 ARC 本部が、原原種種子（FS）及び原種種子（RS）生産圃場を整備する。
- 活動 2-4 ARC 本部研究者及び技師が、育種家種子（BS）及び原原種種子（FS）を栽培する。
- 活動 2-5 連邦農業省種子管理部及び/又は ARC 本部が、圃場及び研究室における種子検査手法を改善する。
- 活動 2-6 ARC 本部が、原原種種子（FS）及び原種種子（RS）の生産マニュアルを作成する。

³ 稲作を振興していく中核拠点。

⁴ 先行プロジェクトでは、スーダンにおける稲作産業振興のために官民で協議するプラットフォームとして、稲作開発フォーラムが設置され、先行プロジェクト期間中に 2 回開催され、また稲作開発フォーラムの継続的な開催を目的に国家稲作会議が設置された。

活動 2-7 ARC 本部が、NERICA を含む新品種の認証を促進する。

【成果 3 にかかる活動】

活動 3-1 ARC 本部が、原種種子 (RS) を CoE ゲジラに配布する。

活動 3-2 CoE ゲジラが、選考基準に基づいて保証種子 (CS) 生産契約農家を選定する。

活動 3-3 CoE ゲジラが、契約農家を対象に保証種子 (CS) 生産研修を実施する。

活動 3-4 CoE ゲジラが、契約農家による保証種子 (CS) 生産を監督指導する。

活動 3-5 CoE ゲジラが、保証種子 (CS) 生産マニュアルを作成する。

活動 3-6 CoE ゲジラが、一般農家向けの持続的な保証種子 (CS) 供給システム計画を作成する。

活動 3-7 CoE ゲジラが、一般農家に保証種子 (CS) を配布する。

活動 3-8 CoE ゲジラが、保証種子 (CS) 生産の次年度計画 (予算含む) を NRP に適時に提出する。

活動 3-9 CoE ゲジラが、民間セクターによる保証種子 (CS) 生産の可能性を検討する。

【成果 4 にかかる活動】

活動 4-1 CoE ゲジラが、稲作及び他主要穀物生産の収益性分析を実施する。

活動 4-2 CoE ゲジラが、国産米及び輸入米の市場調査を実施する。

活動 4-3 CoE ゲジラが、“稲作栽培ハンドブック⁵”を活用した農家のコメ生産活動を継続支援する

活動 4-4 CoE ゲジラが、必要に応じて栽培手法及び収穫前調整・適期収穫にかかる技術を改善する。

活動 4-5 普及員の精米加工技術を強化する。

活動 4-6 CoE ゲジラが、精米機の運営管理体制を構築する。

活動 4-7 CoE ゲジラが、国産米の試験販売計画を作成する。

活動 4-8 CoE ゲジラが、国産米の試験販売を行う。

【成果 5 にかかる活動】

活動 5-1 5 州の各農業省は、選定基準に基づいて保証種子 (CS) 生産契約農家を選定する。

活動 5-2 5 州の普及員及び契約農家が、連邦農業省企画による CoE ゲジラにおける保証種子 (CS) 生産研修を受講する。

活動 5-3 ARC 本部が、5 州の農業省に原種種子 (RS) を配布する。

(6) プロジェクトサイト／対象地域名

ハルツーム、ゲジラ州 (*)

(*) ゲジラ州は、スーダン政府が稲作を振興していく上で、近隣 5 州 (センナール州、ゲダレフ州、白ナイル州、リバーナイル州、北部州) における普及員・種子生産農家の技術的能力向上の中核拠点としての役割を担うことが期待されている。

(7) 相手国実施機関

⁵ “稲作栽培ハンドブック” は、先行プロジェクトによる成果品

連邦農業省（NRP、技術移転・普及局種子管理部）：プロジェクト全体の調整・管理及び種子検査。

ARC 本部：BS（育種家種子）、原原種種子（FS）および原種種子（RS）生産、関係者への種子供給。

CoE ゲジラ：保証種子（CS）生産の維持管理及び近隣 5 州に対する技術的能力向上の拠点としての機能。

3. 業務の目的

本プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、ARC 本部、CoE ゲジラの稲作推進の実施にかかる組織的・技術的能力を向上させることである。

4. 業務の範囲

本業務は、2017 年 7 月 9 日に JICA がスーダン農業省と締結した R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

（1）既往の協力からの教訓の反映

先行プロジェクト「農業再活性化計画実施能力強化プロジェクト」を通じ、稲作振興には様々な課題があり、その中でも次の 4 点が大きな課題であることが判明した。

- ①連邦農業省・ARC・州農業省間の不十分な連携
- ②純系種子の確保
- ③精米加工技術
- ④マーケティング

そのため、本プロジェクトでは、稲作振興に関する各機関（連邦農業省、ARC、州農業省）の役割分担及び連携強化を図ることに加え、スーダン国における長期的な稲作栽培のために、バリューチェーンの最上流であり、農家にとって最も重要な課題の一つである種子生産・増殖フロー⁶に注力する。また、対象とする栽培形態は、栽培面積及び生産量増加の高いポテンシャルを有する灌漑陸稲とする⁷こととしている。

また、詳細計画策定調査時点（2016 年 12 月）ではコメ消費・流通・販売といったコメ市場の情報量が限られていたため、ベースライン調査及びコメの試験販売等を通じて、将来的な稲作振興に関わるマーケットの課題や優位性を明らかにし、稲作がスーダン国内に継続的に普及するための支援を行うこととする。

本業務を実施する上では、上述の先行プロジェクトからの教訓を踏まえ、「種子生産・増殖」に注力しつつも、先行プロジェクトにおいて取り組みを行った稲作栽培及び精米加工技術についても、開発された“稲作栽培ハンドブック”等を用いつつ、フォ

⁶ ゲジラ州に位置する ARC 本部が、育種家種子→原原種種子→原種種子生産、同州に位置する州農業省指導の元、契約農家が原種種子→保証種子を生産、その保証種子を州農業省が買い入れ、一般イネ栽培農家に供給する種子増殖フローを指す。

⁷ スーダンには灌漑陸稲(aerobic rice)、灌漑水稻(submerged rice)および氾濫原稲作(低湿地稲作、swamp rice)の稲作栽培が行われている。これらの中でも、その面積および生産量のポテンシャルの高い灌漑陸稲を本案件においては対象とすることとした。

ローアップを行うことにより、コメバリューチェーンの上流から下流までを効果的に連結させる工夫が求められる。

なお、白ナイル州の氾濫原稲作農家は伝統的な方法で栽培を行い、収穫、パーボイル、精米、販売までのバリューチェーンを確立しており、本プロジェクトではこれらのノウハウも参考にしながら、バリューチェーン確立支援を行うこととする。

(2) ARC の種子生産・増殖及び品質維持に関する意識及び能力向上

詳細計画策定調査時点では、ARC の研究者・技術者は種子生産・増殖に関する重要性を理解しているものの、研究・調査の分野に傾注する傾向が見られ、種子生産・増殖については自身が担うべきものであるという意識が不足していた。また種子生産・増殖にあたり、種子生産圃場における栽培管理が適切とは言えないため、ARC から提供される種子の量は不十分であり、純度も低いものであった⁸。

国家政策として長期的に稲作を振興していくためには、ARC が種子生産・増殖において中心的役割を果たすことが必要不可欠である。そのため、ARC の研究者・技術者の意識・能力向上のために必要と考えられる具体的なアプローチの方法を提案すること。

(3) CoE ゲジラの稲作技術普及拠点としての能力向上

スーダン政府はゲジラ州⁹を稲作振興のための CoE (中核拠点) として位置付けており (配布資料「CoE ゲジラの役割が記載されたスーダン政府文書」を参照)、同州を拠点として高品質の種子供給、稲作に係る研修の提供・技術移転の実施、生産量・マーケティングに係る調査を行うこととしている。

先行プロジェクトでは全 6 州を対象としていたが、本プロジェクトでは、中長期的な稲作振興の中核拠点としての CoE の仕組み作ることで、全 6 州が裨益することを目指している。そのために、CoE ゲジラに対する稲作振興拠点としての組織運営面及び技術的な能力向上への支援、他 5 州に対する CoE ゲジラを通じた保証種子供給システムや稲栽培技術の移転に係る支援の方法について、プロポーザルで提案すること。

(4) スーダン政府の自助努力の促進

スーダン政府は稲作を振興する方針を有しているものの、その実施を担う連邦農業省・ARC・州農業省の実施体制及び相互連携は必ずしも十分ではない。本プロジェクト終了後、プロジェクトの上位目標である 6 州における稲作推進につなげるためにはこれら機関の機能強化が不可欠であるところ、スーダン政府に対してプロジェクト期間を通じて実施体制の強化、人材育成 (普及員の能力向上)、人員の確保、適切な予算の確保・執行について働きかける必要がある。

特に予算については、国レベルで稲作のための予算は確保されているが、承認された予算が満額執行されることは限られているため、作付け計画と実績との間で差が生じている。プロジェクトの円滑な遂行及び事業の継続性のために、予算策定・配賦・執行に係る連邦・州農業省の位置づけや役割、プロセスを確認し、州レベルでの予算確保及び執行に必要な手続きと課題を明確化すること。また、詳細計画策定調査時点では、州農業省稲作課長や部長等が、管理職としての業務研修 (組織強化、評価、部

⁸ ARC はスーダンを代表する研究機関でもあるため、育種、品種選定・適性試験、種子保存、国際研究協力等を主な事業に据えているが、種子生産および供給に関しては機能が不十分と言える。

⁹ 同州には種子の増殖を担う ARC の本部が存在する。

下育成、目標管理、予算管理等)を受けていないことが確認されていることから、適切な予算策定及び執行への取り組みについて、組織及び人材育成の観点から、必要なアプローチを提案すること。

(5) C/P 活動経費(研修及び JCC 等への参加に係る旅費・日当等含む)

R/D 上では先方負担としているため、研修やセミナー等への参加に係る旅費についてはスーダン政府もしくは参加者負担とし、プロジェクト内からの支出は原則行わない。見積もり計上も不要とする。

他方、スーダン政府予算の枯渇等を理由に履行が困難となることも想定されるため、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況に加え、先方の負担事項の履行状況をモニタリングし、適宜 JICA に報告を行い、その対応の提案を行うことが求められる。JICA は、これら提案について遅滞なく検討し、予算措置を含む必要な対応(先方 C/P との交渉及び合意文書の変更、コンサルタントとの契約の変更等)を取ることにする。

(6) プロジェクト専門家の活動地域

本プロジェクトの要請書では、対象地域はゲジラ州、白ナイル州の 2 州とされており、詳細計画策定調査時点でも、スーダン政府側からゲジラ州以外の数州もパイロットサイトとして含めてほしい旨の提案があった。しかし、スーダン政府との協議の結果、スーダン政府より CoE ゲジラを広域展開の拠点とする案が示され、対象サイトはゲジラ州に限定することで合意した。そのため、プロジェクト専門家の直接的な活動地域はゲジラ州内とする。なお、他 5 州での活動は、ゲジラ州で実施する 5 州向け研修の対象農家選定や研修フォローアップの一環で、C/P とともに年 1 回数日間程度の巡回活動を行うレベルにとどめ、その範囲でプロポーザルを作成すること。

他方で、スーダン政府はゲジラ州以外の 1~2 州でのパイロットサイトを通じた対象地域拡大を要望しており、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況等に鑑み、プロジェクトの中間段階において JICA、スーダン政府との協議によりプロジェクト専門家の活動地域の再検討を行う予定である。その結果、プロジェクト専門家による直接的な活動地域を拡大することの適切性が認められた場合、JICA は契約変更を含めた必要な措置を行うことにする。

このような背景を踏まえ、プロジェクト専門家の活動地域を拡大することの妥当性・必要性等について、適宜、JICA に提言を行うことが求められる。

(7) 柔軟なプロジェクトの方針の検討、協議

上記のような背景に加え、技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜、JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等)を取ることにする。

(8) 稲作開発フォーラムの開催

詳細計画策定調査時点では、連邦農業省から本フォーラムの宣伝効果が高かったこ

と、また、官民連携のためには有効であった旨、言及があった。一方、本フォーラムは先行プロジェクト終了以降開催されておらず、国家稲作会議も機能していない。

稲作振興に資する本フォーラムの役割を明確化し、継続的な開催が有効と判断される場合には、そのために必要な国家稲作会議の体制構築のための支援を行うことが求められる。

(9) 他の協力プロジェクトとの連携

JICA の技術協力プロジェクト「リバーナイル州灌漑スキーム管理能力強化プロジェクト」(2015 年～2019 年)では、適切な灌漑農業が実施されるよう支援を進めており、本プロジェクトで生産される種子を活用した稲作振興等において連携が期待される。また地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)「ストライガ防除による食糧安全保障と貧困克服」(2017 年～2022 年)との連携の可能性も考えられる。

さらに、国際農業開発基金 (IFAD) は、種子分野にかかる技術支援「Seed Development Program」(2011 年～2018 年)を実施中であり、連邦農業省の種子管理部に対して、施設改修、種子検査機材の供与、並びに海外研修の機会を提供している。FAO は「食料安全保障情報システム」を通じて連邦農業省のウェブサイト上にて食料生産量、需給バランス、食料消費量などをまとめたデータシステムを構築済である。これらの他機関による協力の成果は、本プロジェクトにおける種子生産技術の向上及びコメのマーケティングの課題への取り組みでの有効活用が見込まれる。

これらの JICA による他プロジェクトや他ドナーによる取り組みとの具体的な連携を目指し、連携活動内容、役割分担の協議、確認を行うことが求められる。このため、上述の各プロジェクト以外も含め、現時点での連携の方針についてプロポーザルで提案すること。また、プロジェクト開始後は、他ドナー・NGO との連携による相乗効果が得られるよう協議し、JICA に連携方法を提案すること。

(10) 安全対策

これまでに、スーダンにおいて日本人・日本権益を直接標的としたテロ事件は確認されていないが、世界の様々な地域で過激派組織によるテロがみられるほか、これらの主張に影響を受けた者による一匹狼 (ローンウルフ) 型等のテロも発生しており、日本人・日本権益が標的となり、テロを含む様々な事件の被害に遭うおそれはぬぐえない。このような情勢を十分に認識し、安全対策について万全を期す必要があり、安全対策に関する JICA スーダン事務所からの指示に従うとともに、JICA が設定する安全管理基準を厳守し、さらには現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。また、プロジェクト専門家チームとしても、日常的に治安情報の収集に努めること。

なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期することとし、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(11) ジェンダー及び栄養への配慮

稲作バリューチェーンにおいては、女性が担う役割が多くあること、稲作における男女間での仕事の適性が異なることを前提に、プロジェクトで実施する研修や技術移転に際しては、女性への配慮を十分に行った上で普及の取り組みを検討すること。

また、スーダンは保健セクターにとどまらないマルチセクターでの取り組みを通じ、

国民の栄養改善に取り組むことを目指した「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA)」の対象 10 カ国の一つとなっている。このため本プロジェクトにおいても、農家女性への支援等により、家庭の栄養改善に貢献することが期待される。

以上を考慮し、ジェンダー、食料安全保障や栄養の課題に対し、本プロジェクトを通じてどういった貢献が可能か、具体的な内容を検討の上でプロポーザルにて提案すること。

(12) 事業のフェーズ分け

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・第一期：2017年11月～2020年4月
- ・第二期：2020年5月～2022年12月

このため、第一期契約期間の終了時点において、上記(6)に記載の活動地域の再検討結果も踏まえ、第二期契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結する。

なお、2つの契約の契約期間分けについては、2つの契約とすることを前提に、適切と考える期間をプロポーザルにて提案すること。

(13) 広報活動

本プロジェクトの実施に当たっては、本プロジェクトの意義、活動内容、成果について、スーダン及び日本の国民が理解するように、効果的な広報に努めること。また、他ドナーからの理解も得られるように、お互いに情報共有を図ることとする。このため、以下の項目を含めつつ、ソーシャルメディアの活用など、効果的な広報施策をプロポーザルで提案すること。

- ・事業開始後、速やかにプロジェクトのホームページを開設する。
- ・活動内容・成果紹介のためのニュースレターを作成し、関係者に配布する。
- ・プロジェクト開始時やプロジェクト期間中に活動経緯・結果報告会やセミナー等を開催し、スーダン側関係者やドナー関係者に対して、本プロジェクトの進捗及び成果の周知・活用を促進する。

6. 業務の内容

本業務については以下のとおり想定しているが、プロジェクト目標達成のため変更、削除、付け加えるべき活動等あれば、理由とともにプロポーザルで提案すること。

【各契約期間に共通の業務】

(1) Monitoring Sheet の作成

JICA 所定の Monitoring Sheet を実施機関と協力して作成し、プロジェクトの進捗状況を確認する。プロジェクト開始時には、R/D 署名時に合意した PDM、PO からの変更有無を実施機関と共に確認し、それを踏まえ、Monitoring Sheet Ver. 1 を作成する。その後は6か月ごとに Monitoring Sheet を作成し、JICA に提出する。

(2) 合同調整委員会等の開催

本プロジェクトを円滑に実施するため、連邦農業省が設置する「プロジェクト合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee: JCC)」を少なくとも年に2回 (開催のタ

イミングは Monitoring Sheet 作成毎を予定)、開催できるようロジ面を含め支援する¹⁰。また JCC には、JICA スーダン事務所、プロジェクト専門家その他、連邦農業省(国際協力局長含む)、州農業省(対象 6 州の局長含む)及びその他関連省(財務省、国際協力省)等の参加(参加者は 40 名程度)を促し、プロジェクトの進捗状況確認、必要に応じた全体計画の変更、当期事業計画の承認、プロジェクト活動の調整・フォロー・モニタリング・評価、及びプロジェクト実施に係る課題解決についての協議などが適切に行われるように取り組むこと。

会場費用については、会場借上げ、音響設備、軽食費用等を含めて、本見積もりに含むこと。また、JCC 開催に係る旅費については、スーダン政府もしくは参加者負担とし、プロジェクト内からの支出は原則、行わない。

(3) 第三国研修の実施

本プロジェクトの効果的な実施及びコメ生産技術の定着のためには中核人材の育成が必要であるため、プロジェクト期間全体で 2 回程度、C/P 及び現場普及員を対象とした、種子生産手法(増殖、保管方法等を含む)に係る第三国研修(英語圏アフリカ(ウガンダ、タンザニア等を想定))を予定している。研修期間は 2 週間程度、人数は 10 人程度/回を想定している。実施国、研修機関、研修内容、研修対象者等、プロポーザルにて提案すること。

第三国研修にかかる費用は本見積もりに含めること。

【第一期契約期間：2017 年 11 月～2020 年 4 月】

(1) ワーク・プラン(全体期間及び第一期)の合意

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン(英文)に取りまとめる。

同プランを基に、C/P 機関と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有するとともに、必要に応じ、その修正版を作成し、ワーク・プランとして取りまとめ、スーダン政府側と合意する。案件実施体制(各関係機関との連絡体制やモニタリング実施体制を含む)、スーダン政府からの便宜供与内容についてもスーダン政府側に確認する。

(2) スーダン政府の稲作推進にかかる連邦レベル関係機関の連携強化

1) 現状と課題の確認

稲作推進に係る一連のフロー(種子生産・増殖・普及、稲作普及、モニタリング・評価)は、基本的には連邦農業省(NRP が主)、ARC 本部、州農業省の 3 者が関与することになるため、各機関の既存の体制及び役割・権限について詳細を確認する。

2) 稲作推進に係る体制改善案の作成

上記の結果を踏まえ、必要に応じて稲作推進に係る体制改善策(中心となる機関の明確化、能力強化体制など)を取りまとめ、スーダン政府側関係者と広く意見交換を行い、改善の方向性を検討し、TSC および JCC 等を通じてスーダン政府側に提案を行う。

¹⁰ なお、JCC の他に、技術的な内容について協議するための技術運営委員会(Technical Steering Committee: TSC)を年 2 回開催予定である。

(3) ベースライン調査の実施

ゲジラ州における種子生産・普及状況を把握するために、種子生産農家数、種子生産量、各種子の純度及び種子生産・供給に係る体制について情報を収集する。

またプロジェクト6州におけるコメ流通の状況を把握するために、営農形態、土地所有、稲作技術・生産量、農業経営、収穫後処理（破碎米の割合など）、マーケットアクセスを含めたコメバリューチェーンの実態、稲作及び他主要穀物生産の収益性分析、嗜好性（食味、白米の形状、品種等）、国産米及び輸入米の価格等に関してベースライン調査を実施する。

さらに、ゲジラ州を除くプロジェクト5州における種子生産農家数及び種子生産量を調査する。

以上の項目以外に必要なと思われる調査事項があれば、理由とともにプロポーザルで提案すること。調査にあたっては、既往案件レポートや本プロジェクト詳細計画策定調査報告書、他機関による報告書等の既存情報を活用し、効率的な調査を心掛けること。なお、本調査については再委託を可とする。同経費は本見積もりに含めること。

(4) プロジェクト成果に係る指標の決定

ベースライン調査の結果を踏まえ、C/P 機関と協議を行い、プロジェクト目標や成果の指標（案）を作成する。その後、JCC においてベースライン調査結果と共にプロジェクト目標や成果の指標（案）の協議を行い、合意を形成する。

(5) 原原種種子（FS）及び原種種子（RS）の生産体制の構築

1) 適性品種の選定

ARC による適性品種の選定のため、現在認証されている4品種¹¹の特性等の既存データ（先行プロジェクトで整備）、普及対象の各6州の気候（気象）・土壌条件等を踏まえ、推奨品種を提案する

新たな陸稲品種の導入をプロジェクトで試みる場合は、連邦農業省、ARC 等と事前に十分に協議し、適正試験を実施した後、品種を選定すること。

2) 種子生産圃場の整備

ARC 本部の圃場において、原原種圃・原種圃併せて最大1haの種子生産圃場を整備する。工事期間は最大5-6か月を想定しており、プロジェクト1年目の種子生産開始前に完了する。なお、種子生産圃場整備については再委託を可とする。当整備に係る費用は200万円として本見積もりに含めること。

3) 種子検査体制のレビュー

連邦農業省（種子管理部）及びARC本部から、野外および室内における種子検査の実施・モニタリング体制について情報収集し、精度・効率性といった観点から改善点の洗い出しを行う。

4) 原原種種子（FS）及び原種種子（RS）の生産マニュアル（案）の作成

ベースライン調査等の結果及び稲作支援や種子生産支援を行うFAOやIFADからの教訓・事例等を踏まえ、原原種種子（FS）及び原種種子（RS）の生産に係るマニュアル（案）を作成する。スーダン政府側関係者（連邦農業省を想定）と広く意見交換

¹¹ 先行プロジェクトで導入したNERICAが、現在、認証中であるなど、対象となる品種数は今後、増加する見込み。

を行い、スーダン政府による同案の承認に向けた支援を行う。

5) 保証種子生産契約農家の選定基準(案)の作成

ゲジラ州内において本プロジェクト支援対象とする保証種子生産契約農家を選定するために必要な選定基準(案)を作成する。スーダン政府側関係者(連邦農業省及び CoE ゲジラを想定)と広く意見交換を行い、スーダン政府による承認に向けた支援を行う。

6) ゲジラ州における保証種子生産契約農家の選定

上記の保証種子生産契約農家の選定基準(案)及びベースライン調査の結果を基に、C/P とともに複数の候補農家を踏査し、選定を行う。なお選定に際してはジェンダー及び地理的バランスにも配慮すること。

7) 5 州における保証種子生産契約農家の選定

5 州内において保証種子生産契約農家を選定するため、上記 6) の活動を参考に、必要に応じて C/P とともに複数の候補農家を踏査し、選定を行う。なお選定に際してはジェンダー及び地理的バランスにも配慮すること。

(6) ゲジラ州における農家のコメ生産活動の支援

先行プロジェクトで支援した稲作栽培技術指導は、“稲作栽培ハンドブック”を活用したフォローアップのみを行い、ハンドブックの改定は想定しない。具体的な活動項目は以下のとおり。

1) 普及員・農家に対する CoE ゲジラによる、“稲作栽培ハンドブック”を活用した稲作研修(20 人程度/回×2 回程度/年)の実施を支援する。

2) 研修を受講した稲作農家が“稲作栽培ハンドブック”に基づく稲作を始めるために必要な技術支援を C/P と共に行う。具体的な支援方法及び C/P への技術移転の方法については、プロポーザルにて提案すること。

3) 研修成果の適用状況のモニタリング及びフィードバックを C/P と共に行う。特に、現場普及員を通じ研修参加者の研修終了後の“稲作栽培ハンドブック”に基づく稲作実施状況をモニタリングし、コメ生産活動の改善が見られない場合にはその要因を分析し、次回以降の研修等を通じて追加指導等を行う。

(7) 本邦研修の実施

本プロジェクトの効果的な実施及びコメ生産活動の定着のためには中核人材の育成が必要であり、プロジェクト期間全体で 1 回程度、C/P 及び現場普及員を対象とした、種子生産手法(増殖、保管方法等を含む)または栽培技術(意見交換、農家への伝達方法など)に係る本邦研修を予定している。研修期間は 2 週間程度、人数は 10 人程度を想定している。研修機関、研修内容、研修対象者等、プロポーザルにて提案すること。

本邦研修実施にあたり、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017 年 6 月版)」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>

における「実施業務」を実施するものとする。

ただし、連邦農業省、ARC 本部、CoE ゲジラ及び JICA スーダン事務所と相談の上、研修計画の策定、研修受入先の打診・調整、候補者の人選支援を行うとともに、アプリケーションフォームの作成・提出等、受入に関する支援を行うものとする。

(この本邦研修にかかる費用は本見積もりに含めること。ただし、「実施業務」を実施するのみなので、「受入業務」及び「監理業務」にかかる費用については見積らなくてよい。)

(8) 精米機の運営管理体制の構築支援

先行プロジェクトにより、計 22 台の小型精米機（ケニア製）がスーダン側に供与されている（ゲジラ州 12 台、他州各 2 台）。しかし、その稼働のための運営管理体制に課題が見られ、必ずしも有効活用されているとは言えない状況にある。そのため、精米機の有効活用に向けた運営管理体制の構築支援を行い、同時にゲジラ州農業省（他の 5 州からの参加を拒むものではない）に対して、プロジェクト専門家から精米加工技術向上のための研修を実施する。研修内容及び実施スケジュールに関する研修計画は C/P と策定・合意し、実施を進める。

(9) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第一期契約の中間時点および終了時において、当該時期までのプロジェクト活用内容をそれぞれプロジェクト業務進捗報告書（その 1 及びその 2）として取りまとめる。同報告書は、TSC の場で議論し、JCC で報告、承認を得るものとする。

【第二期契約期間：2020 年 5 月～2022 年 12 月】

(1) ワーク・プラン（第二期）の合意

ワーク・プラン（全体期間）及び前期活動実績に基づき、本期の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第二期）（案）を作成し、現地政府関係者、対象コミュニティ関係者等と協議、意見交換し、活動内容を合意する。

(2) CoE ゲジラにおける保証種子の生産・供給活動の支援

1) 原種種子の生産活動のレビュー

第一期に ARC 本部にて生産が開始された原種種子（RS）の生産状況をレビューするとともに、生産量及び質が十分でない部分についてはその要因を特定した上で、本プロジェクトの中で改善のための支援を行い、適切な原種種子（RS）を CoE に配布する。

2) ゲジラ州における保証種子の生産支援

C/P と協議の上、第一期に選定された保証種子生産契約農家及び郡農業職員（普及員）を対象に保証種子生産及びモニタリングに係る研修をゲジラ州にて実施する。本プロジェクトで実施を想定している研修等は以下の 3 種類とするが、他に必要があると思われる取り組みがあれば、理由とともにプロポーザルで提案すること。研修内容及び実施スケジュールに関する研修計画を C/P と策定・合意し、実施を進める。なお、実施計画は PO（Plan of Operation）に記載すること。

(ア) ToT 研修（Training of Trainers）

ゲジラ州農業職員から郡農業職員（普及員）に対して、種子生産に係る知識・技術を広めることを目的に Masaat Agricultural Technical Training Center (MATTC)¹²等で行うもの。20 人を対象に 1 日の研修を年に計 4 回程度行う。

¹² ゲジラ州にある MATTC は連邦農業省の管轄組織であり、農業機械のエンジニアやオペレーター育成のための研修所。

実施に先立ち、プロジェクト専門家は州農業省職員に対して、研修実施に必要な知識・技術に係る指導を行う。

(イ) オンサイトトレーニング

種子生産に係る知識・技術をゲジラ州郡農業職員（普及員）から保証種子生産契約農家に対して伝えることを目的に圃場等で行うもの。20人を対象に1日の研修を計4回程度/年行う。

(ウ) フィールドトリップ

ゲジラ州郡農業職員（普及員）及び農家を対象に種子生産の好事例の現場を視察するなどして、上記（ア）及び（イ）における技術の定着、改善を行うもの。20人を対象に1日の視察を年に2回程度行う。

3) 保証種子生産に係るマニュアル（案）の作成

上記2)の活動や普及活動のモニタリングを通じて、C/Pと共に保証種子生産に係るマニュアル（案）を作成し、スーダン政府側関係者（連邦農業省及びゲジラ州農業省を想定）と広く意見交換を行い、スーダン政府側関係者による承認に向けた支援を行う。

4) 保証種子の供給支援の改善

既存の保証種子の供給体制をレビューし、改善点をC/Pと共に洗い出した上で、具体的な改善案をC/Pとともに検討する。これに基づき、適切な保証種子供給システム計画（案）を作成する。

5) 保証種子の生産・普及の継続・展開

プロジェクト後半は、プロジェクトの終了を見据え、プロジェクト専門家による直接的な関与度合いを低減させ、C/P側が自立的に保証種子の生産・普及活動を展開できるような計画を作成支援し、終了後の持続性を確保できるような工夫を盛り込むこと。また、民間セクターの活用・連携など、これら以外にも持続性を高めるアイデアがあれば提案を行うこと。

(3) “稲作栽培ハンドブック”を通じたコメ生産活動の支援・展開

第一期に引き続き、C/Pと共に“稲作栽培ハンドブック”を活用したゲジラ州の農家に対するコメ生産活動の技術支援を行う。さらに、稲作栽培を展開する周辺5州で“稲作栽培ハンドブック”を活用した普及活動が効果的に実施されるための活動支援については、プロポーザルで提案すること。

(4) コメのマーケティング：国産米の試験販売の実施支援

本案件終了後にスーダン政府のイニシアティブによりゲジラ州における国産米のマーケティングを展開していくために、白ナイルの氾濫原稲作農家の販路等を参考にしながら、C/Pと共に国産米の試験販売計画を作成し、試験販売の支援を行う。試験販売の結果は、収益性分析報告書及び市場調査報告書として取り纏め、連邦農業省及び対象6州に配布する。また、本プロジェクト終了後の国産米の流通拡大を確保できるように、民間セクターの活用・連携等について提案を行うこと。

(5) 5州における保証種子の生産支援

1) 原種種子の配布支援

第一期にARC本部にて生産が開始された適切な原種種子を対象5州に配布するための体制整備・モニタリングに係る支援を行う。

2) 保証種子の生産支援

C/P と協議の上、上記「第一期契約期間における業務の内容」(5) 7) で選定された農家及び州・郡農業職員(普及員)を対象に保証種子生産に係る研修を CoE ゲジラ及びゲジラ州内(但し(ウ)を除く)において実施する。本プロジェクトで実施を想定している研修等は以下の3種類とするが、他に必要があると思われる取り組みがあれば、理由とともにプロポーザルで提案すること。研修内容及び実施スケジュールに関する研修計画を C/P と策定・合意し、実施を進める。なお、実施計画は PO (Plan of Operation) に記載すること。

(ア) ToT 研修 (Training of Trainers)

ゲジラ州農業職員または郡農業職員(普及員)から対象5州の州農業職員及び郡農業職員(普及員)に対して、種子生産に係る知識・技術を広めることを目的に MATTC 等で行うもの。1回あたり20人を対象とした3日間程度の研修を年に2回程度行う。また必要に応じて、フィールドトリップも行なうこと。

(イ) オンサイトトレーニング

種子生産に係る知識・技術をゲジラ州郡農業職員(普及員)から5州の保証種子生産契約農家に対して伝えることを目的に MATTC 及び圃場等で行うもの。20人を対象に3日間程度の研修を年に2回程度行う。また必要に応じて、フィールドトリップも行なうこと。

(ウ) 巡回フォローアップ

対象5州の郡農業職員(普及員)が各農家に対して行う種子生産・増殖指導の際に、各現場で技術の応用・定着を促進することを目的に、必要に応じて CoE ゲジラ C/P とともにプロジェクト専門家による巡回指導を行うもの。

(6) 進捗報告書の作成

第二期前半の活動結果を取りまとめて、プロジェクト業務進捗報告書(その3)を作成する。記載内容は、「7.(1) 報告書等」を参照のこと。

(7) エンドライン調査の実施

第一期に実施したベースライン調査で調べた項目およびプロジェクトで得られた情報・資料等につき、プロジェクト最終年における現状を調査し、ベースラインからの変化を取りまとめ、指標の変化を分析する。また、コメ生産における経済的妥当性を具体的に算出し、対象6州での稲作普及を促進するための資料を作成する。

(8) 最終セミナーの開催

プロジェクトの成果を広く広報するため、最終セミナー(参加者50名程度)をゲジラ州(案)にて開催する。セミナー対象者はプロジェクト関係者だけではなく、政府及び地方公共団体関係者、NGO や研究機関、民間業者、ドナーなども対象とする。なお、開催時期、方法等の詳細については、先方機関との協議を通じて決定する。

会場費用については、会場借上げ、音響設備、軽食費用等を含めて、本見積りに含むこと。

(9) プロジェクト業務完了報告書の作成

第一期～第二期の活動結果を取りまとめて、プロジェクト業務完了報告書を作成する。記載内容は、「7.(1) 報告書等」を参照のこと。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第一期はプロジェクト業務進捗報告書（その2）、第二期はプロジェクト業務完了報告書（最終成果品）とし、それぞれ（2）の技術協力成果品を添付するものとする。

期	レポート名	提出時期	部数
第一期	業務計画書（第一期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 営業日以内	和文：5 部
	Monitoring Sheet Ver. 1	業務着手時（1 か月以内）	電子データのみ
	ワーク・プラン	業務開始から約 6 ヶ月後	和文：5 部 英文：5 部
	Monitoring Sheet Ver. 2	前 Ver. 提出から 6 か月後	電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 3	前 Ver. 提出から 6 か月後	電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 4	前 Ver. 提出から 6 か月後	電子データのみ
	プロジェクト業務進捗報告書	第一期契約終了時	和文：5 部 英文：10 部 CD-R：2 枚
第二期	業務計画書（第二期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 営業日以内	和文：5 部
	ワーク・プラン（第二期）	業務開始から 1 か月以内	英文：10 部
	Monitoring Sheet Ver. 5	前 Ver. 提出から 6 か月後	電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 6	前 Ver. 提出から 6 か月後	電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 7	前 Ver. 提出から 6 か月後	電子データのみ
	プロジェクト業務完了報告書	第二期契約終了時	和文：5 部 英文：20 部 CD-R：2 枚

<定期報告書>

1) ワーク・プラン

第一期国内業務においてワークプランドラフトを作成し、第一期現地業務において先方との協議、作成を行う。ワーク・プランには以下の事項を含める。

- ① プロジェクトの背景、経緯
- ② プロジェクトの目的
- ③ プロジェクトの実施方針
- ④ プロジェクトの内容と方法（成果、活動、手法及び全体概念図）
- ⑤ 業務実施体制（カウンターパート機関、国内支援体制）
- ⑥ 先方政府、プロジェクト専門家チームの責任範囲
- ⑦ 作業計画（作業工程フローチャート、日程等）
- ⑧ プロジェクトチームの構成と担当作業及び作業期間（C/P も含む）
- ⑨ プロジェクト内進捗管理、マネージメント方法
- ⑩ 提出する報告書
- ⑪ 便宜供与依頼事項
- ⑫ 付属資料（R/D、M/M、収集資料リスト等）

また、現地再委託がある場合は、作業内容、工程を作業計画に記載する。

2) プロジェクト業務進捗報告書

定期的にプロジェクト業務進捗報告書を作成し、合同調整委員会への説明を行う。同報告書には以下の項目を含めること。報告書は簡潔な記載を心がける事。

- ① プロジェクトの背景、経緯
- ② プロジェクトの目的
- ③ プロジェクトの実施方針
- ④ 個々の活動の状況
- ⑤ プロジェクトの指標の達成度合い、状況
- ⑥ 次年度以降の計画、提言

3) プロジェクト業務完了報告書 プロジェクト終了までにプロジェクト業務完了報告書（案）を作成し、合同調整委員会への説明と内容に関する報告を行う。この結果を踏まえ、プロジェクト業務完了報告書（案）を修正の上、JICA 農村開発部に最終案を報告し合意を得るものとする。また、JICA が開催する会議でプロジェクト業務完了報告書に基づく最終報告を行う。プロジェクト業務完了報告書には最低限以下の項目を含める。

- ① プロジェクトの背景、経緯
- ② プロジェクトの目的
- ③ プロジェクトの実施方針
- ④ プロジェクトの成果、目標の達成度
- ⑤ 活動実績
- ⑥ 投入の実績
 - ア. プロジェクト専門家派遣実績（氏名、指導分野、派遣期間、業務概要等）
 - イ. 研修実施実績（研修分野、研修期間、参加者数、研修概要等）
 - ウ. 供与機材実績（リスト、機材到着日・確認日、設置場所、利用・管理状況等）
 - エ. 一般業務費実績（年度毎の金額実績、再委託業務の成果等）
- ⑦ プロジェクト実施運営上の工夫
- ⑧ プロジェクトの活動から導き出された教訓（同種のプロジェクトを今後先方政

府、JICA が実施するに際しての教訓)

- ⑨ PDM の変遷 (PDM を改訂した経緯がある場合)
- ⑩ 合同調整委員会の開催記録と協議内容
- ⑪ プロジェクト終了後にスーダン政府側が取組むべき事項についての提案

(2) 技術協力成果品

プロジェクト終了時に、以下を含むプロジェクト活動を通じて収集した資料や開発したマニュアル類、フォーマット類を提出する。提出資料は、すべて電子データをあわせて提出する。

- ① 研修に使用された教材類
- ② プロジェクトアプローチを取りまとめたガイドライン
- ③ 国産米の試験販売の結果を取り纏めた収益性分析報告書及び市場調査報告書
- ④ その他セミナー配布資料、広報素材等

(3) コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ 最新の PDM/PO
- ④ 業務フローチャート

(4) 報告書の作成・印刷仕様

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-ROM) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

1) 報告書作成にあたっては次の点に留意すること。

- ① スーダン政府へ提出する各報告書 (ワークプランを除く) は、本論の要点を簡潔且つ明瞭に記載した要約を含むこと。
- ② 進捗状況は、PDM に基づき記載すること。
- ③ 報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ④ 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- ⑤ 可能な限り表、図や定量的なデータを用いること。
- ⑥ 報告書で用いられる通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。

2) その他・JICA への提出物

- ① 議事録等：プロジェクト計画や実施体制に関し、先方政府と重要な協議を実施した際には、議事録を作成し、JICA (農村開発部及びスーダン事務所) に速やかに提出する。
- ② 業務報告：規定により業務日誌を添付した月例の業務報告書を JICA に翌月 10

日までに提出する。

- ③ 先方政府への提出文書は、その写しを JICA へ速やかに送付する。
- ④ 以上のほか、JICA が必要と認め提出を求めたものについて提出する。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

- (1) 第一期：2017年11月～2020年4月
- (2) 第二期：2020年5月～2022年12月

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第一期 約57M/M

(全体) 約104M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する業務従事者の配置を想定するが、業務内容を考慮の上、適切な配置をプロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付けは目安であり、これと異なる格付けをする場合には、その理由及び人件費を含めた事業全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。人数は必要最小限とし、一人の業務従事者が可能な限り長期間派遣されることが望ましい。

- 1) 総括／稲作振興プログラム（2号）
- 2) 種子生産・増殖（3号）
- 3) 陸稲栽培（3号）（対象国経験・語学力評価せず）
- 4) 業務調整/モニタリング評価
- 5) 圃場整備監理
- 6) 種子検査
- 7) 収穫後処理技術・運営管理
- 8) マーケティング・収益性分析

3. 相手国の便宜供与

R/Dを参照のこと。主な内容は以下のとおり。

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 事務所スペースの提供
- (3) 関連データ等の情報提供

4. 配布資料および閲覧資料

(1) 配布資料

本業務に関する以下の資料を配布します。

- ・本プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- ・本プロジェクト事前評価表
- ・本プロジェクト R/D（2017年7月9日署名）
- ・CoE ゲジラの役割を示したスーダン政府の文書

(2) 閲覧資料

本業務に関連する以下の資料が、JICA 図書館ウェブサイトで公開されています。

- ・スーダン共和国 「農業再活性化計画」実施能力強化プロジェクト終了時評価(2) 調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025983.html>
- ・スーダン共和国 「農業再活性化計画」実施能力強化プロジェクト終了時評価調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000022016.html>
- ・スーダン共和国 農業セクター基礎情報収集・確認調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000003687.html>

5. 業務用機材

プロジェクト活動用の車輛として JICA スーダン事務所にて四輪駆動車 1 台及びピックアップトラック 1 台を事業用物品として購入予定である。納車は 2018 年 3 月下旬頃の予定である。プロジェクト開始からこの事業用物品の納車までに使用するレンタカーの借り上げ費用、ドライバー費用、燃料費を本見積りに計上すること。また、納車後のドライバー費用、燃料費、保険料についても同様に本見積りに計上すること。

C/P への技術移転等プロジェクト活動用に必要な投入として下記の資機材を現地にて購入する。購入方法、手順は別途定める JICA のガイドラインに従うこと。

コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン (2017 年度 6 月版)

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html>

↓

また、購入後速やかに JICA の指定する様式により報告する。資機材の仕様については C/P 機関と協議の上、スーダンの事情に即したものとする。なお、同経費は本見積りとする。

- ・エンジン式ポンプ (ARC 種子生産圃場用) : 2 台 (1 台あたり最大 1ha で活用できるもの)
- * 灌漑用ポンプは電動式ポンプでの提案も可とするが、この場合は発電機の費用も含めること。
- ・種子検査関連機材一式 (種子カウンター、デジタルカメラ、硬度計、糲水分計、温度・湿度計、坪刈器、種子盆等)
- * その他農業普及活動に必要な機材等が有れば、プロポーザルの中で提案すること。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認める (本見積りとする。こと。)

- (1) ベースライン調査
- (2) ARC 本部の種子生産圃場整備
- (3) エンドライン調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、

現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他留意事項

（1）複数年度契約

本業務においては、第一期及び第二期契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

（2）部分払い

本業務においては、第一期及び第二期契約において契約期間が30ヶ月の長期に及ぶため、Monitoring Sheetを中間成果品として、部分払を認めることとする。

（3）安全管理

前述（【第2 業務の目的・内容に関する事項】5. 実施方針及び留意事項（10）安全対策）のとおり、現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。なお、コンサルタント等は、業務従事者の安全確保に必要な直接経費に関し、当該経費を契約金額に含める事ができる。なお、当該経費は別見積りとする。

ア. 通信機材の購入（衛星電話機材、使用料金など）

イ. 警備員などの備上

（4）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または、JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

